

定款への記載とひな型

社会福祉法第2条3項第1号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけ、各社会福祉法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と記載を行う。

●定款変更手続

- ①定款変更認可申請書及び添付書類の案を準備して、定款変更担当課（県・市）と事前協議。また、第2種社会福祉事業の届出担当課（県・高松市）とも事前協議。
- ②理事会・評議員会において、事業追加の定款変更を行うことを議決。
- ③定款変更認可申請書及び添付書類を定款変更担当課（県・市）へ提出。
また、第2種社会福祉事業の届出担当課（県・高松市）に届出書を提出。
- ④定款変更の認可がおりたら、管轄の法務局で法人登記の「目的」の変更を行う。

●理事会・評議員会での議決

- ①事業内容（事業計画等）及び事業開始の議決
- ②①に伴い、定款変更を行うことについての議決

●定款変更認可申請に必要な書類 ※2部提出

- ◎定款変更認可申請書（追加部分について、新旧を記載。）
（添付書類） ※施設整備を伴わないことを前提として、次のとおり。
 - ・理事会議事録（写）・評議員会議事録（写）
 - ・事業計画（2年度分（事業開始年度及び次年度分））
 - ・収支予算書（2年度分（事業開始年度及び次年度分））
 - ・定款（変更前）・定款（変更後）
 - ・印鑑証明書

●第2種社会福祉事業開始届出に必要な書類

- ◎第2種社会福祉事業開始届
（添付書類）
 - ・新定款
 - ・事業実施規程
 - ・事業計画書
 - ・予算書

【施設法人の場合】

社会福祉法人定款変更認可申請書 <記入例>			
申請者	主たる事務所の所在地	〒〇〇〇 〇〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇	
	ふりがな 名称	社会福祉法人〇〇〇〇会	
	代表者の氏名	〇〇 〇〇 (代表者印)	
申請年月日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
	<p>(目的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (2) 第二種社会福祉事業 (イ)〇〇〇事業 : :</p>	<p>(目的) 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>(1) 第一種社会福祉事業 (2) 第二種社会福祉事業 (イ)〇〇〇事業 : : () <u>生計困難者に対する相談支援事業</u></p>	<p>新たに事業を開始するため。</p>

【社会福祉協議会の場合】

社会福祉法人定款変更認可申請書 <記入例>			
申請者	主たる事務所の所在地	〒〇〇〇 〇〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇〇	
	ふりがな 名称	社会福祉法人〇〇〇〇会	
	代表者の氏名	〇〇 〇〇 (代表者印)	
申請年月日		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
定款変更の内容及び理由	内 容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	
	(事業) 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 : :	(事業) 第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 : : () <u>生計困難者に対する相談支援事業</u>	新たに事業を開始するため。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 様
高松市長 様

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

第二種社会福祉事業開始届 <記入例>

この度、下記のとおり社会福祉法第2条第3項第1号に規定する第二種社会福祉事業を開始しましたので、同法第69条第1項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ届け出ます。

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 経営者の名称 | 社会福祉法人〇〇〇会 |
| 2 主たる事務所の所在地
(法人本部) | 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 |
| 3 事業の種類及び内容 | 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 |
| 4 施設の名称 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 5 施設の所在地 | △△市△△町△△丁目△△番△△号 |
| 6 事業開始年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |

社会福祉法人〇〇〇会 生計困難者に対する相談支援事業実施規程
＜サンプル＞

社会福祉法人〇〇〇会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇〇会の実施する生計困難者に対する相談支援事業（以下、「本事業」という。）の適正な運営を図るために定めるものとする。

(事業)

第2条 本事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の支援を必要とする人に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、支援を必要とする人の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。

2 本事業は、既存の公的制度につながるまでの間、必要に応じて現物給付による生活支援（以下、「経済的援助」という。）を行う。

(実施体制)

第3条 本事業は、施設長（事務局長）を管理者とし、その指揮のもとに前条に規定する事業の実務を担当する相談・支援担当者を設置する。

(経済的援助の対象)

第4条 経済的援助の対象は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が定める総合相談・支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）によるものとする。

(経済的援助の決定)

第5条 支援を必要とする人からの相談を重ねる中で、前条に該当すると判断した相談・支援担当者は、相談内容に関する資料を作成し、施設長（事務局長）に報告するものとする。

2 施設長（事務局長）は、相談・支援担当者からの報告に基づき、関係機関と十分協議のうえ、経済的援助の可否を決定する。

(経済的援助の期間及び限度額)

第6条 経済的援助の期間及び限度額は、県社協が定める実施要領によるものとする。

(秘密の保持)

第7条 相談・支援担当者その他職員は、職務上知り得た相談内容等を、部外者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規程の変更)

第8条 この規程を変更しようとするときは、理事会（評議員会を設置している場合は理事会及び評議員会）の同意を得なければならない。

附則 この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

平成〇〇年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書

<サンプル>

社会福祉法人〇〇〇会

1 はじめに

本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の支援を必要とする人に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、支援を必要とする人の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、既存の公的制度につながるまでの間、必要に応じて現物給付による生活支援（以下、「経済的援助」という。）を行う。

2 相談・支援担当者の配置並びに総合生活相談活動

総合相談・支援事業を実施するために、本会に地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者を配置し、地域で生活課題を抱える人の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3 経済的援助

支援を必要とする人からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した相談・支援担当者は、相談内容に関する資料を作成し、施設長等に報告するものとする。施設長等は、相談・支援担当者からの報告に基づき、関係機関と十分協議のうえ、経済的援助の可否を決定する。

4 研修会への参加

相談・支援担当者は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会に参加する。

- ① コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修会
- ② 相談・支援担当者スキルアップ研修会
- ③ 相談援助技術研修会（事例検討会）